

【信用事業者とは】

信用事業者とは、以下の免許や許可を受けている者をいいます。信用事業者に当たらない場合は、一般事業者として申請することとなります。

なお、「野洲市くらし支えあい条例第 15 条第 1 項第 2 号の規定により前条の登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者」は以下の免許や許可を受けていても信用事業者とはなりません。

- 農業協同組合法第 59 条第 1 項の認可を受けている者
- 金融商品取引法第 29 条の登録を受けている者
- 消費生活協同組合法第 57 条第 1 項の認可を受けている者
- 建設業法第 3 条第 1 項又は第 15 条の許可を受けている者
- 中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項の認可を受けている者
- 商品先物取引法第 190 条第 1 項の許可を受けている者
- 信用金庫法第 4 条の免許を受けている者
- 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の免許を受けている者
- 労働金庫法第 6 条の免許を受けている者
- 割賦販売法第 31 条又は第 35 条の 3 の 23 の登録を受けている者
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項本文、第 14 条第 1 項本文又は第 14 条の 4 第 1 項本文の許可を受けている者
- 銀行法第 4 条第 1 項の免許を受けている者
- 貸金業法第 3 条第 1 項の登録を受けている者
- 保険業法第 3 条第 1 項若しくは第 185 条第 1 項の免許又は同法第 272 条第 1 項の登録を受けている者